

柏崎市議会災害時行動マニュアル

初動（対策本部設置時）

- 1 市が柏崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置した場合、災害対策本部から議長（以下「本部長」という。）に対し、その旨が連絡される。
※ 議員（以下「本部員」という。）へも情報提供される。
- 2 本部長は、副議長（以下「副本部長」という。）等と協議の結果、柏崎市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）の設置を決定し、その旨を速やかに本部員へ連絡する。
- 3 本部長は、市に対し議会支援本部を設置したことを報告する。
- 4 議会支援本部は、柏崎市庁舎 5 階の第一委員会室に設置する。
- 5 本部長は、災害対策本部から収集した情報を集約し、必要に応じて、議会支援本部の本部役員会議を招集する。
- 6 本部役員会議は、必要に応じて、全本部員による全体会議を招集する。

初期（災害発生からおおむね 2 4 時間以内）

- 1 各本部員は、自らの安全確保に努め、自身の安否、居場所、連絡先等を議会支援本部に報告する。
- 2 各本部員は、人命救助及び緊急を要する防災活動を優先するとともに情報収集を行う。
- 3 各本部員は、議会支援本部からの招集指示に基づき、議会支援本部に集合する。ただし、人命救助及び緊急を要する防災活動の場合や自ら被災した場合を除く。

中期（災害発生からおおむね 1 週間までの期間）

- 1 議会支援本部は、本部役員会議を随時開催し、情報の集約や災害対策本部との連携を図るとともに、各常任委員会が行うべき被災地及び避難所等の状況確認等対応を検討する。
- 2 各常任委員会は、議会支援本部の指示に基づき、被災地及び避難所等の調査を行い、情報及び要請事項等を議会支援本部に報告する。
- 3 議会支援本部は、災害対策本部との情報交換と諸要請を行う。

後期（災害発生からおおむね 1 週間以降）

- 1 議会支援本部は、必要に応じて本部役員会議又は全体会議を開催する。
~~※会議とは、本会議に限るものではない。~~
- 2 議会支援本部は、引き続き、災害対策本部への協力を行う。
- 3 議会支援本部は、各常任委員会による被災地及び避難所等の調査を指示す

る。

- 4 議会支援本部は、災害対策本部に諸要請や政策提言を行うとともに、必要に応じて国・県への要望活動を行う。

経過

平成25年1月23日議会運営委員会決定
